

<新潟県立柏崎工業高等学校いじめ防止基本方針>

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて、学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策は、いじめ防止対策委員会が担当し、家庭、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向けいじめ認知対応委員会が組織的に対応します。

いじめを認知した場合は、速やか（原則として5日以内）に県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、特に、重大事態が発生した場合には、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、「いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて、基本方針の実践に努めていきます。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

○ 基本理念

いじめは、生徒の人権及び名誉を毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。いじめがその生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、学校においては、いじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。

○ いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

○ いじめの禁止

生徒は、学校の内外を問わず、決していじめを行ってはならない。また、いじめを絶対に看過してはならない。

○ 学校及び教職員の責務

いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動を通じて、すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理念を促していくことが必要である。そのため、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われてた場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

2 組織的な対応に向けて

- いじめを防止する委員会として、「いじめ防止対策委員会（定期開催）」と「いじめ認知対応委員会」を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態やいじめを認知した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。
- いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を、年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。
- いじめの対応については、保護者や関係機関と連携して行います。事実確認及び保護者への対応は、複数の教職員で行い、結果について必ず保護者に連絡をします。

3 いじめの未然防止に向けて

- 生徒一人ひとりに対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 生徒一人ひとりが、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- わかる授業づくりを行うとともに、全ての生徒が参加・活躍できる授業を工夫し、生徒の自尊感情を高めます。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。
- 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させます。
- 保護者・地域住民に、学校はいじめの防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、広報と意識啓発を行います。

4 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人ひとりが強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。また、学期ごとのアンケート調査を実施し早期発見に努めます。
- いじめを見ていた生徒に対しては、傍観者や観衆になることなく、自分の問題としてとらえさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- 様子が気になる生徒に対する情報交換会を定期的実施するとともに、休みがちな生徒について教職員間で連絡を密にし、情報共有を図ります。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

5 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思ひ込むことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめている生徒については、行為の善悪をしっかり理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- いじめを認知した生徒が安心して伝えられる学校（環境）づくりに取り組み、伝えた生徒への見守りを行います。
- 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

6 重大事態への対応

- 重大事態の定義
 - ① いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日や一定期間連続して欠席している場合等）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合